

平成18年度における指定確認検査機関への立入検査結果概要について

平成19年5月10日

国土交通省住宅局建築指導課

国土交通大臣指定の指定確認検査機関(16機関)に対し、建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の31の規定に基づき、平成18年12月から平成19年3月にかけて、延べ102人の検査官が16機関24箇所へ立入検査を行ったところですが、その結果概要について以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 立入検査を行った期間

平成18年12月～平成19年3月

2. 立入検査を行った箇所

(財)日本建築センター、(財)日本建築設備・昇降機センター、(財)住宅保証機構、(財)日本建築総合試験所、日本ERI(株)(本社、札幌支店、東京支店、広島支店、福岡支店)、(財)住宅金融普及協会、(株)西日本住宅評価センター、(株)東日本住宅評価センター(本店、東北支店)、ハウスプラス住宅保証(株)、(株)都市居住評価センター、(財)ベターリビング、ビューローベリタスジャパン(株)(本部、関東支店東京事務所、中部支店名古屋事務所)、(株)住宅性能評価センター(本社、中部北陸地区出張所)、(株)国際確認検査センター、(株)ジェイ・イー・サポート、日本建築検査協会(株)の16機関24箇所

3. 立入検査の結果概要

| 主な指摘事項 | 該当する機関(箇所) |
|--|------------|
| ■業務実績に関する指摘 ・確認済証を交付したのち、特定行政庁から建築基準関係規定に不適合の旨の通知を受けたものがあった。 | 1機関 |
| ■書類に関する指摘 ・建築基準法に基づき備付け義務のある帳簿の記載内容について誤記入、一部記入漏れ等の不備があった。 | 7機関(8箇所) |
| ■業務上の手続きに関する指摘 ・確認検査報告書等の行政庁への報告書(確認審査報告書)の提出等の期限が守られていないものがあった。 ・記載事項に記入漏れがある確認申請を引き受けているものがあった。 ・決裁書類に決裁印が押されていないものがあった | 8機関(10箇所) |

| | |
|--|-----------|
| <p>■経理的基礎に関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10,000万円以上の経理的基礎を満たす必要があるのに対して、資本及び損害保険補償額の計が約4000万円であった。 | 1機関 |
| <p>■構造審査に関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造計算書と構造設計図との不整合があるものがあつた 等 | 9機関(11箇所) |

4. 立入検査の結果を受けた措置

- 確認済証を交付した後に特定行政庁から建築基準関係規定に不適合の旨の通知を受けた機関に対し、改善計画を作成し、国土交通省へ報告するよう指導を行った。
- 書類に関する不備等があつた機関に対し、改善計画を作成し、国土交通省へ報告するよう指導を行った。
- 業務上の手続きに関する指摘があつた機関に対し、改善計画を作成し、国土交通省へ報告するよう指導を行った。
- 経理的基礎を満たしていなかつた機関に対し、当該部分を速やかに是正し、是正状況を国土交通省へ定期的に報告するよう指導を行った。
- 構造計算書と構造図に不整合がある物件を確認していたなどの機関に対して建築物の安全性の確認を指示し、適法化のための措置を講じさせた。